

65 歳以上の方へ

介護保険料が変わります

介護保険事業の円滑な運営を図るため、鈴鹿亀山地区広域連合では、3年ごとに介護保険事業計画を策定しており、平成27年度から第6期介護保険事業計画（以下、第6期計画）がスタートしました。

高齢者数や要介護・要支援認定者数、保険給付額等の見込みに基づき、第6期計画の実施に必要となる介護保険料を定めました。

基準額が月額 5,691 円（年額 68,290 円）となりました

第6期（平成27～29年度）において、基準額が月額 5,691 円に改定となりました。

第5期（平成24～26年度）の月額 5,377 円と比較して、月額 314 円の増額となります。（各所得段階ごとの保険料額は裏面に記載しています。）

第6期において介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- ① 高齢化にともなう要支援・要介護認定者数の増加
- ② 介護保険施設等の計画的な整備
- ③ 介護報酬における地域区分の引き上げ（鈴鹿亀山地区 3%→6%）
- ④ ①～③による介護給付費の増加
- ⑤ ④の給付費のうち、65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する割合の増加（21%→22%に改定）

一方で、介護保険料の引下げ要因としては次のとおりです。

- 介護報酬が全体で 2.27% 引下げ
- 負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階の設定

第1号被保険者の介護保険料算定に係る比較表（第5期→第6期）

	65歳以上の 高齢者数	要支援・要介護 認定者数	介護給付費	第1号 被保険者の 負担割合	介護保険料 (基準額)
第5期事業計画 (平成24～26年度)	56,793人 (H26.10現在)	9,730人 (H26.10現在)	約442.0億円	21%	月額 5,377円
	↓	↓	↓	↓	↓
	約6.6%増	約12.7%増	約17.7%増	1ポイント増	約5.83%増
第6期事業計画 (平成27～29年度)	60,553人 (H29.10予想)	10,973人 (H29.10予想)	約520.3億円	22%	月額 5,691円

所得段階別の保険料年額は次のとおりとなります

●保険料基準額の改定とともに所得に応じて介護保険制度を支えていただけるよう、所得段階や保険料率を見直しました。

平成 24 ～26 年度	平成 27 年度（公費負担による保険料軽減前）				
旧保険料 段階区分	新保険料 段階区分	市 民 税 課税状況	所得等の条件	保険料率	年額保険料
第 1 段階	※第 1 段階	本人非課税 世帯非課税	生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人、または本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	(基準額) ×0.50	34,140 円
第 2 段階					
第 3 段階	第 2 段階	本人非課税 世帯非課税	第 1 段階に該当せず、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120 万円以下の人	(基準額) ×0.68	46,430 円
第 4 段階	第 3 段階		第 1 段階・第 2 段階以外の人	(基準額) ×0.75	51,210 円
第 5 段階	第 4 段階	本人非課税 世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	(基準額) ×0.90	61,460 円
第 6 段階	第 5 段階		第 4 段階以外の人	(基準額) ×1.00	68,290 円
第 7 段階	第 6 段階	本人課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	(基準額) ×1.20	81,940 円
第 8 段階	第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	(基準額) ×1.30	88,770 円
第 9 段階	第 8 段階		合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	(基準額) ×1.50	102,430 円
第 10 段階	第 9 段階		合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人	(基準額) ×1.70	116,090 円
第 11 段階	第 10 段階		合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満の人	(基準額) ×1.85	126,330 円
第 12 段階	第 11 段階		合計所得金額が 750 万円以上の人	(基準額) ×2.00	136,580 円

◇年額保険料は、保険料基準額（68,290 円）に各段階区分の保険料率を乗じ、10 円未満を切り捨てています。

（計算例）第 2 段階の場合：68,290 円×0.68＝46,437.2 円 ⇒ 46,430 円（10 円未満切り捨て）

※ 低所得者への配慮として、第 1 段階において、公費負担による保険料軽減を行う予定です。
保険料変更の際は、広報等を通じてお知らせさせていただきます。

第 6 期計画は鈴鹿亀山地区広域連合のホームページより閲覧できます。 <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/>

計画内容や保険料基準額の算出についてのお問い合わせは **鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課** **TEL059-369-3204** まで

介護保険料の納付のお願い

介護保険料は、介護が必要な人が介護サービスを受けるための大切な財源です。納期限までに納付いただくようお願いいたします。
なお、納付にお困りの人は、お住まいの市の下記保険料担当課まで御連絡ください。分納などの納付相談をさせていただきます。

鈴鹿市 長寿社会課 TEL059-382-7935

亀山市 保険年金室 TEL0595-84-5006